

9. 他の業務上の問題及び法的問題

9.1. 料金

本認証局が発行する証明書に関わる発行料金、更新料金、利用料金等は、別途定めるものとし、事前に関係者に周知する。

9.2. 財務的責任

規定しない。

9.3. 情報の秘密性

9.3.1. 秘密情報の範囲

本認証局が保持する情報は、本 CPS「2.2.証明情報の公開」で公表すると定めた情報、本 CPS の一部として明示的に公表された情報、Web ページで公表している情報、証明書の失効理由及び失効に関するその他の詳細情報を除き、秘密扱いとする。

証明書所有者の私有鍵は、その証明書所有者によって秘密扱いとされる情報とする。

9.3.2. 秘密情報の範囲外の情報

本 CPS で公表すると定めた情報、本 CPS の一部として明示的に公表された情報、Web ページ等で公表している情報、証明書の発行者である認証局情報と失効日時を含む CRL は秘密扱いとしない。その他、次の状況におかれた情報は秘密扱いとしない。

- JPNIC の過失によらず知られるようになった情報
- JPNIC 以外の出所から、機密保持の制限なしに JPNIC に知られるようになった情報
- JPNIC によって独自に開発された情報
- 開示対象の情報に関連する人又は組織により承認を得ている情報

9.3.3. 秘密情報を保護する責任

本認証局で取扱う情報に関して、捜査機関、裁判所その他法的権限に基づいて情報を開示するように請求があった場合、JPNIC は法の定めに従って法執行機関へ情報を開示することができる。また、本認証局で取扱う情報に関して、調停、訴訟、仲裁、

JPNIC 資源管理認証局 認証業務規程 (CPS)

その他の法的、裁判上又は行政手続の過程において、裁判所、弁護士、その他の法律上の権限を有する者から任意の開示要求があった場合、当該要求情報に関し開示することができる。更に、本認証局では、契約/資源管理者から、契約/資源管理者の管理する証明書所有者に関連する情報について、権利、利益を侵害又は侵害するおそれがあるとの申出を受けた場合、契約/資源管理者の本人確認及び開示要求の対象情報との関連を確認のうえ、契約/資源管理者から受領した証明書所有者に関する情報及び証明書記載情報を開示することができる。

JPNIC 認証局は、業務の一部を委託する場合、秘密情報を委託先に開示することがある。ただし、その委託契約においては秘密情報の守秘義務を規定する。

JPNIC 認証局は、前述の場合を除いて秘密情報を開示しない。秘密情報が漏えいした場合、その責任は漏えいした者が負う。

なお、個人情報の保護に関する取扱いは、本 CPS「9.4.個人情報のプライバシー保護」に定める。

9.4. 個人情報のプライバシー保護

9.4.1. プライバシポリシー

本認証局は個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を本 CPS「9.3.3.秘密情報を保護する責任」と同様に取扱うことに加え、次のポリシーを遵守する。

- (1) 管理責任者をおき、個人情報の適切な管理を行う。
- (2) 個人情報を収集する場合、収集目的を知らせたうえで、必要な範囲の情報のみを適法かつ公正な手段で収集する。
- (3) 証明書所有者から提出を受けた個人情報は、次の目的にのみ使用する。
 - IP アドレス管理業務の潤滑な運用を行うため
 - 証明書における、認証サービス上の責任を果たすため
 - その他認証業務に関連した目的のため
- (4) 証明書所有者の同意がある場合及び法令に基づく場合を除き、個人情報を業務委託先以外の第三者に開示することはしない。業務委託先に開示する場合は、当該業務委託先に対し本書と同等の条件を義務付けるものとする。
- (5) 個人情報の管理責任者は、適切な安全対策を講じて、個人情報を不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏えい等から保護するよう努める。
- (6) 証明書所有者自身の個人情報について開示を求められた場合、第三者への個人情報の漏えいを防止するため、証明書所有者自身であることが JPNIC 認証局において確認できた場合に限り、JPNIC 認証局において保管している証明書所有者の個人情報を本人に開示する。また、証明書所有者の個人情報に誤りや変更がある場合には、証明書所有者からの申出に基づき、合理的な範囲で速やかに、不正確な情報又は古い情報を修正又は削除する。証明書所有者は JPNIC 認証局に開示を求める場合、JPNIC 認証局により定められた方法により申請を行うものとする。
- (7) JPNIC 認証局は、認証業務に従事する職員に対して個人情報保護の教育活動を実施する。
- (8) 証明書所有者の個人情報に関して適用される法令、規範を遵守するとともに、適切な個人情報保護を維持するために、個人情報保護方針を適宜見直し、改善を行う。

JPNIC 資源管理認証局 認証業務規程 (CPS)

9.4.2. プライバシとして扱われる情報

規定しない。

9.4.3. プライバシとはみなされない情報

規定しない。

9.4.4. 個人情報を保護する責任

JPNIC 認証局は、本 CPS「9.4.1. プライバシポリシー」に則って個人情報を保護する責任を負う。

9.4.5. 個人情報の使用に関する個人への通知及び承諾

規定しない。

9.4.6. 司法手続又は行政手続に基づく公開

規定しない。

9.4.7. 他の情報公開の場合

規定しない。

9.5. 知的財産権

別段の合意がなされない限り、知的財産権の扱いは次に従うものとする。

- JPNIC 認証局の発行した証明書、CRL は JPNIC に帰属する財産とする
- 本 CPS は JPNIC に帰属する財産とする
- JPNIC 認証局の私有鍵及び公開鍵は JPNIC に帰属する財産とする
- JPNIC 認証局から貸与されたソフトウェア、ハードウェア、その他文書、情報等は JPNIC に帰属する財産とする

9.6. 表明保証

9.6.1. 発行局の表明保証

JPNIC 発行局は、JPNIC 発行局の業務を遂行するにあたり次の義務を負う。

- JPNIC 発行局の証明書署名鍵のセキュアな生成・管理
- JPNIC 登録局からの申請に基づいた証明書の正確な発行・失効管理
- JPNIC 発行局のシステム稼働の監視・運用
- CRL の発行・公表
- リポジトリの維持管理
- 本 CPS に従った受付時間内の問合せ受付

9.6.2. 登録局の表明保証

JPNIC 登録局は、JPNIC 登録局の業務を遂行するにあたり次の義務を負う。

- 登録端末のセキュアな環境への設置・運用
- 証明書発行・失効申請における JPNIC 発行局への正確な情報伝達
- 証明書失効申請における JPNIC 発行局への運用時間中の速やかな情報伝達

9.6.3. ローカル登録局の表明保証

ローカル RA は、ローカル RA 業務を遂行するにあたり次の義務を負う。

- 証明書所有者と証明書申請者が同一であることの検証
- JPNIC 登録局への正確な申請情報の伝達
- 証明書使用における資源申請者の教育
- 正当な証明書申請者への確実な証明書配布
- 証明書失効の妥当性の確認
- その他、JPNIC との契約に準拠した運用の厳守

9.6.4. 所有者の表明保証

証明書所有者は、証明書所有にあたり次の義務を負う。

- 本 CPS 及び本認証局が提示するその他の文書(証明書所有者同意書)の理解と承諾
- 本 CPS 「4.5.1.所有者の私有鍵及び証明書の使用」に規定する義務

9.6.5. 検証者の表明保証

証明書検証者は、本 CPS「4.5.2.検証者の公開鍵及び証明書の使用」に規定する義務を負う。

9.6.6. 他の関係者の表明保証

規定しない。

9.7. 保証の制限

JPNIC は、本 CPS「9.6.1.発行局の表明保証」かつ「9.6.2.登録局の表明保証」に規定する保証に関連して発生するいかなる間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害に対する責任を負わない。

9.8. 責任の制限

本 CPS「9.6.1.発行局の表明保証」かつ「9.6.2.登録局の表明保証」の内容に関し、次の場合には JPNIC は責任を負わないものとする。

- JPNIC に起因しない不法行為、不正使用並びに過失等により発生する一切の損害
- ローカル RA 又は証明書所有者が自己の義務の履行を怠ったために生じた損害
- ローカル RA 又は証明書所有者の端末のソフトウェアの瑕疵、不具合その他の動作自体によって生じた損害
- JPNIC の責に帰することのできない事由で証明書及び CRL に公開された情報に起因する損害
- JPNIC の責に帰することのできない事由で正常な通信が行われない状態で生じた一切の損害
- 現時点の予想を超えた、ハードウェア的あるいはソフトウェア的な暗号アルゴリズム解読技術の向上に起因する損害
- 天変地異、地震、噴火、火災、津波、水災、落雷、戦争、動乱、テロリズムその他の不可抗力に起因する、認証局業務の停止に起因する一切の損害
- 証明書発行申請における本人認証手続等のローカル RA が行った業務に起因する損害

9.9. 補償

本認証局が発行する証明書を申請、受領、信賴した時点で、証明書所有者及び証明書検証者には、JPNIC に対する損害賠償責任及び保護責任が発生する。当該責任の対象となる事象には、各種責任、損失、損害、訴訟、あらゆる種類の費用負担の原因となるようなミス、怠慢な行為、各種行為、履行遅滞、不履行のうち、証明書申請時に証明書申請者が本認証局に最新かつ正確な情報を提供しなかったことに起因するもの又は各種責任、損失、損害、訴訟、あらゆる種類の費用負担の原因となるような証明書所有者及び証明書検証者の行為、怠慢な行為、各種行為、履行遅滞、不履行等が含まれる。

9.10. 有効期間と終了

9.10.1. 有効期間

本 CPS、契約書及び協定等の文書は、正当な承認手続にて発行されてから正当な承認手続にて改訂されるまで有効とする。

9.10.2. 終了

本 CPS、契約書、協定等の文書全部又は一部、若しくは特定の関係者に対して規定されている条項が無効になった場合、その該当部分は終了とする。

9.10.3. 終了の効果と効果継続

本認証局は、本 CPS、契約書、協定等に変更又は終了が発生する場合においても、合意事項に責任を持ち続けることに最善を尽くすものとする。

9.11. 関係者間の個別通知と連絡

規定しない。

9.12. 改訂

9.12.1. 改訂手続

本認証局は、証明書ポリシー及びその保証、義務に著しい影響を与えない範囲での本 CPS 変更の必要性が生じた場合、証明書所有者又は証明書検証者に事前の承諾なしに、随時、本 CPS を変更することができる。なお、改訂の通知から改訂が有効になるまでの期間に改訂に対する異議の申出がない場合は、改訂に対する合意が得られたものとする。改訂に対し合意できない関係者においては、即時に本認証局から発行された証明書の使用を中止するものとする。

9.12.2. 通知方法及び期間

本認証局は、変更された CPS をその改訂が有効になる 10 営業日前までに、変更履歴とともにリポジトリに公開することにより、証明書所有者及び関係者に改訂の通知

を行うものとする。

9.12.3. オブジェクト識別子を変更されなければならない場合

規定しない。

9.13. 紛争解決手続

本認証局が発行する証明書に関わる紛争について、JPNIC に対して、訴訟、仲裁等を含む法的解決手段に訴えようとする場合は、JPNIC に対して事前にその旨を通知するものとする。仲裁及び裁判地は東京都区内における紛争処理機関を専属的管轄とすることに、全ての当事者は合意するものとする。また、本 CPS、契約書にて定められていない事項やこれらの文書の解釈に関し疑義が生じた場合は、各当事者はその課題を解決するために誠意を持って協議するものとする。

9.14. 準拠法

本認証局、証明書所有者及び証明書検証者の所在地に関わらず、本 CPS の解釈、有効性及び本認証局の証明書発行に関わる紛争については、日本国の法令が適用される。

9.15. 適用法の遵守

本認証局は、国内における各種輸出規制を遵守し、暗号ハードウェア及びソフトウェアを取扱うものとする。

9.16. 雑則

9.16.1. 完全合意条項

本 CPS、契約書又は協定等における合意事項は、これらが改訂又は終了されない限り他の全ての合意事項より優先される。

9.16.2. 権利譲渡条項

規定しない。

9.16.3. 分離条項

本 CPS、証明書所有者同意書及び本認証局より示す協定等において、その一部の条項が無効であったとしても、当該文書に記述された他の条項は有効に存続するものとする。

9.16.4. 強制執行条項

規定しない。

9.17. その他の条項

規定しない。

